

がん特約条項 目次

この特約の趣旨

- 第1条 特約の締結および責任開始期
 第2条 がんの定義および診断確定
 第3条 がん給付金の支払
 第4条 がん給付金の請求、支払の手続
 第5条 支払事由が生じた場合の未払込保険料の取扱
 第6条 特約の保険料の払込免除
 第7条 特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込
 第8条 特約の保険料の自動振替貸付
 第9条 特約の失効
 第10条 特約の復活
 第11条 特約の解約
 第12条 解約返戻金
 第13条 債権者等による解約
 第14条 特約の保険期間または保険料払込期間の変更
 第15条 入院給付金日額の減額

- 第16条 特約の復旧
 第17条 特約の消滅
 第18条 責任開始期前のがん診断確定による無効
 第19条 告知義務および告知義務違反
 第20条 重大事由による解除
 第21条 契約者配当
 第22条 がん給付金受取人の変更
 第23条 管轄裁判所
 第24条 主約款の規定の準用
 第25条 定期保険に付加した場合の特則
 第26条 保険料一時払に関する特則
 第27条 主契約に5年ごと利差配当付年金支払移行特約が付加された場合の特則
 第28条 主契約を払済保険に変更する場合の特則
 第29条 変額保険に付加した場合の特則
 第30条 積立利率変動型終身保険に付加した場合の特則

がん特約条項

(平成12年9月2日制定)

(平成24年4月2日改正)

この特約の趣旨

この特約は、保険期間中に被保険者が、がん罹患したときの保障を主な目的とし、次の給付金の支払を保障するものです。

保障の対象となる事由	保障の概要
がんと診断確定されたとき	1回を限度として、がん診断給付金を支払います。
がんにより入院したとき	入院日数に応じて、がん入院給付金を支払います。
がんにより手術を受けたとき	手術の種類に応じて、がん手術給付金を支払います。
がんによる入院後に療養のため、退院したとき	退院後療養給付金を支払います。

(特約の締結および責任開始期)

- 第1条 この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の締結の際、主契約の保険契約者（以下「保険契約者」といいます。）の申出によって、主契約に付加して締結します。会社が、この特約の申込みを承諾した場合には、保険証券を保険契約者に交付します。この特約の保険証券に記載する事項については、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の保険証券に記載する事項の規定を準用します。
- 2 前項の規定にかかわらず、主契約の責任開始期以後、保険契約者から申出があった場合、会社は、新たに主契約の被保険者（以下「被保険者」といいます。）に関する告知を求め、被保険者の選択を行ったうえ、承諾したときは、この特約を主契約に付加することができます。この場合、会社はこの特約の保険証券を交付しません。
- 3 会社は、次の時からこの特約上の責任を負います。

号	責任開始期の種類	この特約上の責任が開始する時
(1)	がん給付の責任開始期	がん診断給付金、がん入院給付金、がん手術給付金および退院後療養給付金（以下これらを総称する場合には「がん給付金」といいます。）については、主契約の責任開始期の属する日からその日を含めて90日を経過した日の翌日（以下「がん給付の責任開始期」といいます。）。ただし、前項の場合のがん給付の責任開始期は、主契約の払込方法＜回数＞に応じて、会社がこの特約の付加を承諾した日の直後に到来する主契約の契約応当日（主契約が年払であれば年単位の契約応当日、半年払であれば半年単位の契約応当日、月払であれば月単位の契約応当日）からその日を含めて90日を経過した日の翌日。
(2)	保険料の払込免除の責任開始期	保険料の払込みの免除については、主契約の責任開始期と同一。ただし、前項の場合、主契約の払込方法＜回数＞に応じて、会社がこの特約の付加を承諾した日の直後に到来する主契約の契約応当日（主契約が年払であれば年単位の契約応当日、半年払であれば半年単位の契約応当日、月払であれば月単位の契約応当日）。

(がんの定義および診断確定)

- 第2条 この特約において「がん」とは、別表17に定める悪性新生物をいいます。

- 2 がんの診断確定は、医師によって、病理組織学的所見（剖検、生検）、細胞学的所見、理学的所見（X線、内視鏡等）、臨床学的所見および手術所見の全部またはいずれかによりなされることを要します。

（がん給付金の支払）

第3条 この特約で、支払うがん給付金の種類、がん給付金を支払う場合（以下「支払事由」といいます。）、支払額および受取人は、次のとおりです。

種類	支払事由	支払額	受取人
がん診断給付金	被保険者が、がん給付の責任開始期（復活または復旧の取扱いが行われた後は、最後の復活または復旧の際の責任開始期、以下同じ。）以後のこの特約の保険期間中に、初めてがんと診断確定されたとき	支払事由発生日における入院給付金日額×100	主契約の被保険者
がん入院給付金	被保険者が、がん給付の責任開始期前にがんと診断確定されることなく、がん給付の責任開始期以後のこの特約の保険期間中に、次のいずれにも該当する入院をしたとき ① がん給付の責任開始期以後に診断確定されたがんの治療を直接の目的とする入院 ② 病院または診療所における入院	入院給付金日額× がんの治療を直接の目的としたがん給付の責任開始期以後のこの特約の保険期間中の入院日数	主契約の被保険者
がん手術給付金	被保険者が、がん給付の責任開始期前にがんと診断確定されることなく、がん給付の責任開始期以後のこの特約の保険期間中に、次のいずれにも該当する手術を受けたとき ① がん給付の責任開始期以後に診断確定されたがんの治療を直接の目的とする手術 ② 病院または診療所において受けた手術 ③ 別表19に定めるいずれかの種類の手術	1回の手術につき、 入院給付金日額× 手術の種類に応じて別表19に定める給付倍率	主契約の被保険者
退院後療養給付金	被保険者が、がん入院給付金の支払事由に該当する入院をした後、療養するためにこの特約の保険期間中に退院したとき	退院日現在の入院給付金日額×30 ただし、被保険者が、退院日の翌日から60日以内に死亡または再入院した場合は、第6項に規定する金額とします。	主契約の被保険者

- 2 がん診断給付金の支払は、この特約の保険期間を通じて1回のみとします。
- 3 次の各号に規定する入院日数については、がんの治療を直接の目的とした入院日数に含めて、第1項の規定を適用します。
- (1) 第1項に規定するがん入院給付金の支払事由に該当する入院中に、がん以外の疾病または傷害の治療を開始し入院を継続した場合で、そのがん以外の疾病または傷害の治療を開始した日以後の入院日数のうち、がんの治療のために必要な入院日数
- (2) がん以外の疾病または傷害による入院中にがんと診断確定された場合で、そのがんの診断確定日以前の入院日数のうち、がんの治療のために必要な入院日数
- 4 第1項のがん入院給付金、がん手術給付金の支払額の計算にあたって、対象となる入院の継続中に入院給付金日額が変更された場合には、各日現在の入院給付金日額を基準とします。
- 5 被保険者が第1項に規定する入院中に次のいずれかの事由が生じた場合には、その事由発生後のその入院および退院については、この特約の保険期間中の入院および退院とみなし、がん入院給付金および退院後療養給付金を支払います。この場合の入院給付金日額は、第1号においては保険期間の満了日、第2号においては消滅した日の前日のそれと同額とします。

号	この特約の保険期間中の入院とみなす場合
(1)	この特約の保険期間が満了したとき
(2)	主契約の高度障害保険金の支払事由が生じたことにより、この特約が消滅したとき

- 6 第1項の規定にかかわらず、退院後療養給付金が支払われることとなった入院の退院日の翌日からその日を含めて60日以内に被保険者が死亡または再入院（がんの治療を直接の目的とした再入院。以下本項において同じ。）をした場合の退院後療養給付金の支払額は、退院日の翌日からその日を含めて死亡日または再入院日の前日までの日数に入院給付金日額の50%を乗じた金額とします。この場合、この金額をこえる支払済の退院後療養給付金については、次に支払う主契約の保険金またはこの特約のがん給付金から差引くものとします。
- 7 保険契約者および死亡保険金受取人（死亡保険金の一部の受取人である場合を含みます。）を法人とする主契約にこの特約が付加されている場合には、がん給付金の受取人は、第1項の規定にかかわらず、保険契約者となります。

（がん給付金の請求、支払の手続）

第4条 がん給付金の支払事由が生じたときは、保険契約者またはがん給付金の受取人は、遅滞なく会社に通知してください。

- 2 がん給付金の受取人は、がん給付金の支払事由が生じたときは、会社所定の書類（別表4）を提出して、がん給付金を請求してください。
- 3 がん給付金の支払時期および支払場所は、主約款の規定を準用します。この場合、がん給付金を支払うために確認が必要な場合に「責任開始期前のがん診断確定による無効に該当する可能性がある場合」を加え、その場合に確認する事項に「被保険者ががんと診断確定された時期ならびに保険契約者および被保険者のその事実の知、不知に関する事実」を加えます。
- 4 給付金の受取人である被保険者が死亡した場合、がん給付金の請求については、被保険者の法定相続人のうち、次の各号に定める1人の者を代表者とします。この場合、その代表者は、被保険者の他の法定相続人を代理するものとします。

号	代表者	
(1)	主契約の死亡保険金受取人が被保険者の法定相続人の場合	主契約の死亡保険金受取人 (法定相続人である死亡保険金受取人が複数の場合にはその協議により定めた者)
(2)	前号に該当する者がいない場合	この保険契約において指定代理請求人制度に関する特則による指定代理請求人が指定または変更されているときは、その者 (被保険者の死亡時において同特則第3条（指定代理請求人の指定および変更）第1項各号に定める範囲内であることを要します。)
(3)	前2号に該当する者がいない場合	配偶者
(4)	前3号に該当する者がいない場合	法定相続人の協議により定めた者

- 5 前項の規定により、会社ががん給付金を被保険者の法定相続人の代表者に支払った場合には、その後重複してそのがん給付金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
- 6 故意にがん給付金の支払事由を生じさせた者または故意に被保険者を死亡させた者は、第4項に定める代表者としての取扱いを受けることができません。

（支払事由が生じた場合の未払込保険料の取扱）

- 第5条** この特約の保険料が払込まれないまま、払込期月の契約応当日以後末日までに、この特約によるがん給付金の支払事由が生じたときは、会社は、未払込保険料をがん給付金から差引きます。
- 2 猶予期間中に、この特約のがん給付金支払事由が発生したときは、会社は、未払込保険料をがん給付金から差引きます。
 - 3 前2項の場合、がん給付金が差引くべき未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間の満了日までに未払込保険料を払込んでください。この未払込保険料が払込まれない場合には、この特約は猶予期間満了日の翌日から効力を失い、会社は、支払事由の発生により支払うべきがん給付金を支払いません。

（特約の保険料の払込免除）

- 第6条** 主約款の規定により主契約の保険料の払込みが免除された場合には、会社は、次の払込期月（払込期月の初日から契約応当日の前日までに身体障害の状態になったときは、その払込期月）以降のこの特約の保険料の払込みを免除します。
- 2 前項のほか、この特約の保険料の払込免除については、主約款の保険料の払込免除に関する規定を準用します。

（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込）

- 第7条** この特約の保険期間および保険料払込期間は、この特約の付加時に会社所定の範囲内で定めます。
- 2 この特約の保険料は、主契約の保険料とともに払込むことを要します。保険料前納の場合も同様とします。
 - 3 前項で払込むべき保険料は、主約款に定めるそれぞれの払込期月の契約応当日（第1回保険料の場合は契約日）からその次の払込期月の契約応当日の前日までの期間（以下、「保険料期間」といいます。）に対応する保険料とします。
 - 4 保険料期間中にこの特約が消滅した場合（この特約の保険料の払込みが免除された後に消滅した場合および主契約が延長保険または払済保険に変更された場合を除きます。）またはこの特約の保険料の払込みが免除された場合には、保険料期間に対応するこの特約の保険料のうち未経過部分（次の払込期月の契約応当日の前日までの保険料相当額とし、1か月未満の端数は切捨てます。以下、「未経過保険料」といいます。）を保険契約者（主契約の死亡保険金または高度障害保険金を支払うときは、主契約の保険金受取人）に払いもどします。
 - 5 主契約の保険期間と保険料払込期間とが異なる場合には、主契約の保険料払込期間経過後において払込むべきこの特約の保険料は、主契約の保険料払込期間中に一括して前納することを要します。この場合、一括して払込むべきこの特約の保険料は、主契約の保険料払込方法にかかわらず年払保険料とし、会社所定の利率で割引きます。
 - 6 前項のこの特約の保険料前納金は、会社所定の利率で計算した利息をつけて積立てておき、主契約の契約応当日ごとに、この特約の保険料の払込みに充当します。
 - 7 この特約の保険料の払込みを要しなくなった場合には、この特約の保険料前納金の残額を保険契約者に払いもどします。ただし、主契約の死亡保険金または高度障害保険金を支払うときは、主契約の保険金受取人に支払います。
 - 8 第5項の場合において、この特約の保険料が一括して前納されないときは、この特約は主契約の保険料払込期間満了日の翌日から将来に向かって解約されたものとします。
 - 9 主契約の保険料が払込まれ、この特約の保険料が払込まれない場合には、この特約は、猶予期間満了日の翌日に解約されたものとします。

（特約の保険料の自動振替貸付）

- 第8条** この特約が付加されている主契約において、自動振替貸付の規定が適用されるときは、その主契約の保険料とこ

の特約の保険料の合計額について、主約款の自動振替貸付の規定を適用します。

(特約の失効)

第9条 主契約が効力を失ったときは、この特約も同時に効力を失います。

(特約の復活)

- 第10条 主契約の復活請求の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。
- 2 前項の請求を受けた場合、会社は、主契約について復活を承諾したときは、主約款の復活の規定を準用してこの特約の復活の取扱いをします。ただし、会社がこの特約の復活を承諾しても、保険証券は交付しません。
 - 3 がん給付の責任開始期の前日までにこの特約の復活が行われた場合、がん給付金については、主約款の復活の責任開始期の規定にかかわらずがん給付の責任開始期から責任を負います。

(特約の解約)

第11条 保険契約者または保険契約者以外の者でこの特約の解約をすることができる者（以下、「債権者等」といいます。）は、将来に向かってこの特約を解約することができます。

(解約返戻金)

第12条 この特約に解約返戻金はありません。

(債権者等による解約)

第13条 債権者等によるこの特約の解約の効力については、主約款の債権者等による解約の規定を準用します。

(特約の保険期間または保険料払込期間の変更)

- 第14条 保険契約者は、会社の承諾を得て、この特約の保険期間または保険料払込期間を変更することができます。ただし、変更後の保険期間または保険料払込期間は、会社所定の範囲内から選択することを要します。
- 2 保険契約者が、本条の変更を請求するときは、会社所定の書類（別表4）を会社に提出してください。
 - 3 会社が本条の変更を承諾したときは、会社の定める方法により計算した金額を授受し、次回以後のこの特約の保険料を更正します。

(入院給付金日額の減額)

第15条 保険契約者は、会社の定める取扱いに従い、この特約の入院給付金日額の減額を請求することができます。ただし、減額後の入院給付金日額は、会社所定の金額以上であることを要します。

(特約の復旧)

- 第16条 主契約の復旧請求の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復旧の請求があったものとします。
- 2 会社が復旧を承諾したときは、主約款の復旧の規定を準用してこの特約の復旧の取扱いをします。
 - 3 がん給付の責任開始期の前日までにこの特約の復旧が行われた場合、がん給付金については、主約款の復旧の責任開始期の規定にかかわらずがん給付の責任開始期から責任を負います。
 - 4 この特約のみを減額した場合の復旧は取扱いません。

(特約の消滅)

第17条 次のいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。

号	この特約が消滅する場合
(1)	主契約が延長保険に変更されたとき
(2)	主契約が消滅したとき

- 2 前項第2号によってこの特約が消滅した場合で、主約款の規定によって責任準備金が支払われるときは、この特約の責任準備金を支払い、責任準備金その他の返戻金の払いもどしがなく、この特約においても責任準備金その他の返戻金の払いもどしはありません。

(責任開始期前のがん診断確定による無効)

第18条 被保険者が告知以前または告知の時からがん給付の責任開始期の前日までにがんと診断確定されていた場合には、保険契約者および被保険者の、その事実の知、不知にかかわらず、この特約は無効とします。

- 2 前項の場合すでに払込まれたこの特約の保険料は次のように取扱いします。

号	がん診断確定の時期	事実の知、不知	すでに払込まれた保険料の取扱
(1)	告知以前	保険契約者および被保険者のすべてが知らなかったとき	保険契約者に払いもどします。
(2)	告知以前	保険契約者および被保険者のいずれか1人でも知っていたとき	払いもどしません。
(3)	告知の時からがん給付の責任開始期の前日まで	保険契約者および被保険者の知、不知を問いません	保険契約者に払いもどします。

- 3 被保険者ががん給付の責任開始期以後復活または復旧の際の責任開始期の前日までにがんと診断確定されていた場合には、保険契約者および被保険者の、その事実の知、不知にかかわらず、この特約の復活または復旧は無効とします。この場合、この特約の復活または復旧の際に払込まれた金額およびこの特約の復活または復旧以後に払込

まれたこの特約の保険料は、前項の規定に準じて取扱います。

- 4 本条の適用がある場合には、第19条（告知義務および告知義務違反）または第20条（重大事由による解除）の規定は適用しません。

（告知義務および告知義務違反）

第19条 この特約の締結、復活または復旧に際しての告知義務および告知義務違反については、主約款の告知義務および告知義務違反に関する規定を準用します。

（重大事由による解除）

第20条 会社は、次の各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。

号	重大事由による解除となる場合
(1)	保険契約者、被保険者またはがん給付金の受取人が、この特約のがん給付金を詐取する目的または他人にがん給付金を詐取させる目的で、事故招致（未遂を含みます。）をした場合
(2)	この特約のがん給付金の請求に関し、がん給付金の受取人の詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合
(3)	保険契約者、被保険者またはがん給付金の受取人が、次のいずれかに該当する場合 ア. 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること イ. 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること ウ. 反社会的勢力を不当に利用していると認められること エ. 保険契約者またはがん給付金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること オ. その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
(4)	他の保険契約が重大事由によって解除されることにより、会社の保険契約者、被保険者またはがん給付金の受取人に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待し得ない前3号に掲げる事由と同等の事由がある場合
(5)	他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
(6)	会社の保険契約者、被保険者またはがん給付金の受取人に対する信頼を損ない、この特約の存続を困難とする前5号に掲げる事由と同等の重大な事由がある場合

- 2 がん給付金の支払事由または保険料の払込みの免除事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によってこの特約を解除することができます。この場合には、次のとおり取扱います。

号	支払事由が生じた後にこの特約を解除する場合の取扱
(1)	会社は、前項各号に定める事由の発生時以後に生じたがん給付金の支払事由によるがん給付金を支払いません。また、すでにごん給付金を支払っているときは、その返還を請求することができます。
(2)	会社は、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた保険料の払込みの免除事由による保険料の払込みの免除を行いません。また、すでに保険料の払込みを免除していたときは、払込みを免除したこの特約の保険料の払込みがなかったものとして取扱います。

- 3 本条による解除は、保険契約者に対する通知によって行います。ただし、正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、会社は被保険者またはがん給付金の受取人に通知します。

（契約者配当）

第21条 この特約に対しては、契約者配当はありません。

（がん給付金受取人の変更）

第22条 保険契約者は、この特約のがん給付金の受取人を変更できません。

（管轄裁判所）

第23条 この特約における給付金および保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

（主約款の規定の準用）

第24条 この特約条項に別段の定めのない場合には、その性質が許されないものを除き主約款の規定を準用します。

（定期保険に付加した場合の特則）

第25条 この特約が平準定期保険、平準定期保険（喫煙リスク区分型）または無解約返戻金型平準定期保険に付加されている場合には、主契約が更新されたとき、保険契約者が特に反対の旨を通知しない限り、この特約も同時に更新されたものとして取扱います。ただし、更新後のこの特約の保険証券は交付しません。

- 2 保険契約者は、この特約の更新に際して、会社の定める取扱いに従い、この特約の入院給付金日額の増額を請求することができます。

- 3 前2項の規定により、この特約が更新された場合、第1条（特約の締結および責任開始期）、第3条（がん給付

金の支払)、第6条(特約の保険料の払込免除)、第18条(責任開始期前のがん診断確定による無効)および第19条(告知義務および告知義務違反)の規定の適用に際しては、更新前の保険期間と更新後の保険期間を継続した保険期間とみなします。

- 4 第1項から前項までの規定にかかわらず、更新時に、会社がこの特約の締結または中途付加を取扱っていないときは、この特約は更新されません。ただし、保険契約者から特段の申出がない限り、更新の取扱いに準じて、この特約と同種類の会社所定の他の特約を更新時に付加することがあります。この場合、この特約と他の特約の保険期間は継続されたものとします。

(保険料一時払に関する特則)

第26条 この特約の保険料が一時払のときは、次の規定は適用しません。

保険料一時払の特約に適用しない規定	
第6条(特約の保険料の払込免除)	
第7条(特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込)	第2項から第9項
第8条(特約の保険料の自動振替貸付)	
第25条(定期保険に付加した場合の特則)	

(主契約に5年ごと利差配当付年金支払移行特約が付加された場合の特則)

第27条 この特約が付加されている主契約に5年ごと利差配当付年金支払移行特約が付加され、主契約の全部を年金支払に移したときは、次の各号に定めるところによります。

号	主契約に5年ごと利差配当付年金支払移行特約が付加された場合
(1)	年金支払に移した部分が消滅したときは、この特約は消滅します。
(2)	年金の種類が確定年金で、かつ、この特約の保険期間または保険料払込期間の満了日が、年金支払期間の満了日をこえるときは、この特約の保険期間または保険料払込期間の終期は、年金支払期間の満了日へ変更されるものとします。この場合、会社の定める方法により計算した金額を授受し、次回以後のこの特約の保険料を更正します。

(主契約を払済保険に変更する場合の特則)

第28条 主契約を払済保険に変更するときは、保険契約者は、会社の定める取扱いに従い、この特約の継続を請求することができます。

- 2 保険契約者が、本条の継続の請求をするときは、会社所定の書類(別表4)を、会社に提出してください。
- 3 会社が本条の継続を承諾したときは、保険契約者は、会社の指定した期日までに、会社所定の金額を、会社の本社または会社の指定した場所に払込んでください。
- 4 主契約が払済保険に変更された場合で、本条の請求がないときは、この特約は消滅します。

(変額保険に付加した場合の特則)

第29条 この特約が変額保険(終身型)、変額保険(有期型)または変額保険(定期型)に付加されている場合には、「払済保険」は「定額払済終身保険」または「定額払済保険」、「延長保険」は「定額延長定期保険」または「自動延長定期保険」と、それぞれ読替えます。

- 2 この特約が変額保険(有期型)に付加されている場合において、主契約が保険料を一時払とする変額保険へ変更されたときは、この特約は消滅します。
- 3 この特約が変額保険(終身型)、変額保険(有期型)または変額保険(定期型)に付加され、第17条(特約の消滅)第1号および第28条(主契約を払済保険に変更する場合の特則)第4項の規定により特約が消滅した場合、この特約の未経過保険料を主契約の解約返戻金に加えて取扱います。

(積立利率変動型終身保険に付加した場合の特則)

第30条 この特約が積立利率変動型終身保険に付加され、第17条(特約の消滅)第1号および第28条(主契約を払済保険に変更する場合の特則)第4項の規定により特約が消滅した場合、この特約の未経過保険料を主契約の解約返戻金に加えて取扱います。

備考

1. 入院

「入院」とは、医師による治療が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

2. 病院または診療所

「病院または診療所」とは、次のいずれかに該当したものとします。

- (1) 医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所
- (2) 前項の場合と同等の日本国外にある医療施設